

インド特許出願において審査を促進するために講じ得る措置

2015年02月02日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

インドにおいて特許を取得する場合、出願後に審査請求してから実体審査が着手までに長い時間（平均4年間）を要する現状にあります。また、出願から査定までに平均7年間を要するとされています。出願人としては、重要な特許出願の審査をいかにして促進させるかが課題となっている。

インド特許庁は、コルカタを本庁とし、ニューデリー、チェンナイ、及びムンバイの3ヶ所に支庁が設置されています。本庁のコルカタは、インド特許庁の本部として、全体管理を行う役割を果たしていますが、**審査および審判の実務等については、4庁が独立して処理**しています。なお、非居住者がインドにおいて特許出願をする場合、上記の4庁のうち、インドにおける住所または業務を行う場所を管轄する特許庁に出願をする必要があります。

インド特許庁は、最近の特許出願の増加（年間約5万件）に伴い特許出願の未審査滞貨が多く、このことが審査における質の低下や審査期間の長期化等の問題を招来しています。審査の質については、4庁間で審査官が相互に移動することによって均一化が図られています。しかしながら、審査処理速度は、4庁間で均一ではなく、以下のようにバラツキが大きい状況にあります。

インド特許庁は、各技術分野において、「いつファイルされた特許出願に対して”First Examination Report”が発行されているか」を4特許庁毎に比較したものを公表しています。

分野\特許庁	ニューデリー	ムンバイ	コルカタ	チェンナイ
電気／電子	2008年4月	2009年1月	2008年12月	2008年11月
機械	2008年6月	2009年1月	2008年7月	2008年10月
化学	2009年6月	2011年4月	2010年2月	2009年1月
バイオ	2009年9月	2011年4月	2009年7月	2010年2月

このテーブルは、2013年の時点で、ムンバイ特許庁が、いずれの技術分野の特許出願についても、審査の開始時期が早いことを示しています。たとえば、化学分野の特許出願の場合、一番遅いニューデリー特許庁と一番早いムンバイ特許庁とでは、出願から”First Examination Report”が発行されるまでに要する期間に大きな差（2年3ヶ月）が生じています。

以上のように、インドの特許プロセキューションにおいて、優先審査／早期審査に対応する手続が存在しません。このような状況下で、少しでも審査を促進するためにはどのような措置を講ずることができるのかについて以下に説明します。

【全 3 頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.